

保 護 者 様

港区立 学校（園）長

学校感染症に関するお知らせ

お子様は、現在、学校感染症で、下記の期間出席停止となっております。登校（園）する際には、裏面の「学校感染症登校連絡票」を（各事項記入の上）担任に提出してください。

記

1 主な学校感染症と出席停止期間

- 1) インフルエンザ…………… 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。
- 2) 百日咳…………… 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- 3) 麻疹（はしか）…………… 解熱した後3日を経過するまで。
- 4) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）…………… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 5) 風しん（3日ばしか）…………… すべての発疹が消えるまで。
- 6) 水痘（みずぼうそう）…………… すべての発疹がかさぶたになるまで。
- 7) 咽頭結膜熱（プール熱）…………… 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- 8) 新型コロナウイルス…………… 発症した後5日を経過し、かつ、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善した後1日経過するまで。無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで。

※「発症した後〇日を経過」や「解熱した後〇日を経過」等については、発症した日や解熱した日等を0日として数えます。

上記の出席停止期間内であっても、医師がその感染予防上支障がないと認めたときは登校可能です。その場合、医師による「証明書等」を添えてください。
ただし、新型コロナウイルスについては基本的に出席停止期間を短縮できません。

2 その他の学校感染症と出席停止期間（医師の証明書等が必要）

- | | | |
|--|---|------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1) 結核2) 髄膜炎菌性髄膜炎3) 腸管出血性大腸菌感染症4) 流行性角結膜炎5) 急性出血性結膜炎6) その他（ ） | } | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
|--|---|------------------------|

* 証明書の書式については、学校（園）にも用意してあります。

裏面あり

学校感染症登校連絡票

幼児・児童・生徒 氏 名	年 組 氏 名
病 名	
病気にかかっていた期間	年 月 日 から 年 月 日まで
受診していた医療機関	

上記のものは 1. 出席停止期間を過ぎましたので登校（園）させます。
2. 医師の許可がありましたので証明書等を添えて登校させます。
(※1または2に○をつけてください。)

年 月 日

保護者氏名 _____ 印

(あて先)

港区立 _____ 学校（園）長